

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和元年度第4回理事会 議事録

招集通知年月日	令和2年2月6日(木)
開催日時	令和2年3月2日(月) 10時00分～11時45分
開催場所	都市総合社会福祉センター2階研修室
出席した役員	理事9名(理事定数6名以上10名以内) 永田優、米吉春美、江口智美、村吉昭一、島津久友、西河邦博、朝倉脩二、坂下修、猪ヶ倉タエ子 監事3名(監事定数2名以上3名以内) 高野眞、柿木一範、坊野国治
欠席した役員	理事1名 杉元智子
説明のため出席した職員	事務局9名 中村健児、大田勝信、櫻田賢治、田村真一郎、上野誠、又木勝人、黒原清美、児玉誠、星村太一
招集者出席の有無	会長 島津久友 出席

議事の結果

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、米吉春美理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事、柿木一範監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第5号	職務執行状況報告について	承認
報告第6号 専決第5号 専決第6号 専決第7号	専決処分した事件の報告について ・令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第4号)の専決処分について ・総合社会福祉センター・総合福祉会館受変電設備機器取替等工事の契約について ・低濃度PCB廃棄物収集・運搬及び処分業務の契約について	承認
議案第10号	令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第5号)について	可決
議案第11号	諸規程の制定について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について(別紙1) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会事務局規程の一部を改正する規程の制定について(別紙2) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会就業規則の一部を改正する規則の制定について(別紙3) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会定年再雇用規程の一部を改正する規程の制定について(別紙4) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会法令遵守規程の一部を改正する規程の制定について(別紙5) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について(別紙6) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当規程の一部を改正する規程の制定について(別紙7)	可決

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人都市社会福祉協議会資金運用規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 8） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 9） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会公印管理規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 10） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会出納職員の使用する領収印に関する規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 11） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会点字図書館運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について（別紙 12） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会たすけあい資金貸付規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 13） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉バス管理規則の一部を改正する規則の制定について（別紙 14） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会都市ボランティアセンター設置規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 15） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会日常生活自立支援事業における保管物件の取扱規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 16） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 17） ・都市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（指定介護予防訪問介護）運営規程の廃止について（別紙 18） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 19） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所（指定介護予防入浴介護）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 20） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 21） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 22） ・社会福祉法人都市社会福祉協議会山田指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙 23） ・都市社会福祉協議会高崎指定通所介護事業所運営規程の廃止について（別紙 24） ・都市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護）運営規程の廃止について（別紙 25） ・都市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護）運営規程の廃止について（別紙 26） ・都市社会福祉協議会山田指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護）運営規程の廃止について（別紙 27） ・都市社会福祉協議会高崎指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護）運営規程の廃止について（別紙 28） ・都市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所 	
--	--	--

	<p>介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業（元気アップデイサービス）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業（元気アップデイサービス）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙30） ・都城市社会福祉協議会山田指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業（元気アップデイサービス）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙31） ・都城市社会福祉協議会高崎指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業（元気アップデイサービス）運営規程の廃止について（別紙32） ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会指定訪問介護事業所介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（総合事業訪問介護）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙33） ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（総合事業通所介護）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙34） ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（総合事業通所介護）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙35） ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会山田指定通所介護事業所介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（総合事業通所介護）運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙36） ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会高崎指定通所介護事業所介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（総合事業通所介護）運営規程の廃止について（別紙37） ・都城市社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について（別紙38） ・都城市社会福祉協議会志和池福祉センター日中一時支援事業所運営規程の廃止について（別紙39） 	
議案第12号	令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について	可決
議案第13号	令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について	可決
議案第14号	<p>社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市総合社会福祉センタートイレ改修工事業務委託契約について（別紙1） ・複合機4台リース業務委託契約について（別紙2） ・令和2年度都城市総合社会福祉センター清掃業務委託契約について（別紙3） ・公用車（トールワゴン）1台リース業務委託契約について（別紙4） 	可決

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車（セミトールワゴン） 3 台リース業務委託契約について（別紙 5） ・ 公用車（商用バン） 5 台リース業務委託契約について（別紙 6） ・ 令和 2 年度都城市社会福祉協議会広報紙作成・印刷・製本業務委託契約について（別紙 7） ・ 都城市社会福祉協議会紙おむつ支給業務委託契約について（別紙 8） 	
議案第 15 号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和元年度第 2 回評議員会の開催について	可決

終 了 時 刻 11 時 45 分

議 事 の 経 過

米吉春美議長「それではさっそく議事の報告第 5 号から進めていきたいと思えます。報告第 5 号職務執行状況報告について事務局よりお願いいたします。」

島津久友会長「それでは報告第 5 号職務執行状況報告についてでございます。こちらは定款第 21 条第 5 項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事（業務執行理事）の職務執行状況報告を行うものでございます。まず最初に、6 ページの会長職務執行状況をご報告させていただきます。根拠となるものとしては、社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項及び社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第 21 条第 5 項ということでございます。報告する期間につきましては前回の理事会以降、令和元年 11 月 27 日から令和 2 年 3 月 1 日までの期間でございます。」（以下、資料に基づいて説明）

西河邦博常務理事「それでは常務理事の方からご報告をさせていただきます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、何かご質問等はある方をお願いいたします。」

議長「ないようですので、報告第 6 号専決処分した事件の報告について事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「それでは報告第 6 号につきましては、私中村の方からご説明をさせていただきます。報告第 6 号専決処分した事件の報告について、定款第 28 条第 1 項第 1 号に基づき、専決処分しましたのでご報告申し上げます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの報告事項につきましてご質問はございませんでしょうか。それではただいまの報告事項は原案のとおり承認いたします。」

議長「続きまして、議案第 10 号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第 5 号）について事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第 10 号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第 5 号）について、協議会定款細則第 15 条第 1 項第 1 号に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの議案第 10 号、収入支出補正予算（第 5 号）につきまして何かご質問ございませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第 10 号については原案のとおりご承認いただきますでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第 10 号は原案のとおり可決されましたので、

よろしくお願ひいたします。」

議長「続きまして、議案第11号諸規程の制定について事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第11号諸規程の制定について、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。たくさんの規程の制定がありますけれども何かご質問はございますか。」

坂下修理事「組織再編で、支所とサテライトの違いというのはどんな違いがあるのですか。」

事務局中村健児「はい、ありがとうございます。支所というくくりで本来管轄していた中で、従前は支所長という形で、それぞれの支所を統括する責任者を置いておりました。令和元年度からは支所長という配置を廃止しましたが、その支所を、例えば山之口・高城を統括するために、係長クラスを一人置いております。それから、山田・高崎を管轄する係長を一人、ということで今年度支所長は廃止したんですけれども、支所というくくりで存在する限り、なかなか合併して十数年経つんですけれども、社協の組織自体が一体化されないということと、従前は支所というくくりの中で介護保険事業とか諸々を管轄しておりましたが、介護保険事業を在宅福祉の方で一元管理していくというようなことで、その責任所在を明確にすることと、サテライトというのは支所機能は維持しますけれども、単純にそれぞれの地域にする相談事業であったりとか、そういった地域福祉に関する専門窓口という形で今後機能していくということで、社協の支所機能を持った一つの出先機関という形での取り扱いになるということになります。」

議長「他によろしいでしょうか。」

村吉昭一理事「職員の要員とかは変わらないのでしょうか。」

事務局中村健児「従前も支所長を配置していたときも、基本的には支所長と事務職員ということで2名体制でございましたけれども、その職員の体制そのものは変わりません。ただ従前は、その支所においてすべての介護保険から何から管轄していたものを、再編によって介護保険事業は在宅福祉課の方で一元管理と、支所機能の中で地域福祉に関する事業、相談業務であったりとかさまざまなボランティアの活動支援であったりとか、そういったのを2名の職員体制で継続していくという体制になっております。」

議長「ありがとうございます。他によろしいですか。」

高野眞監事「地域包括支援センターですが、今までは支所的なところであったと思うんですが、そもそも生活支援課の業務だったんですよね？ 地域包括支援センターはもともと生活支援課内の業務としてあったわけですよね？」

事務局中村健児「はじめから生活支援課の中に入っていたものではなくて、もともとは山之口・高城の地域包括支援センターは山之口町、山田・高崎地域包括支援センターは高崎町で、従前は山之口支所が管轄、それから高崎支所が管轄ということでそれぞれ運営しておりましたが、地域包括支援センターの業務をみますと、相談業務が中心ということでございますので、組織の中で相談支援業務を主とする生活支援課の方で一体的にやっというところで、今年度生活支援課の方に移したという形になっております。」

高野眞監事「そうすると、事務所はそれぞれ山之口と高崎に今まで通りあるという理解でよろしいですか。」

事務局中村健児「はい、その通りです。」

高野眞監事「サテライトのあるところと従来と同じようなかたちであるということですね。」

事務局中村健児「場所はサテライトの中にあるわけではなくて、山之口は山之口総合支所の場所にあります。」

高野眞監事「その場所は変わらないということですね。住民にとっては支障はないと。」

事務局中村健児「はい、変わらないです。支障はないです。」

高野眞監事「はい、わかりました。」

議長「ありがとうございます。サテライトという意味は、本所から離れた事業所というような意味ですね。その他に何かありませんか。」

高野眞監事「給与規程の中で、第2条の登録型職員とあるのは、昔は登録ヘルパーというような形であったんですが、今回登録型職員というのはどのような条件の職員なんですか。パートタイム職員のあとにかっこして登録型職員を含むというふうに書いてありますが、どのような要件の方たちなんですか。」

事務局中村健児「今高野監事が申し上げた通り、登録型職員というのは登録型ヘルパーを指しております。」

朝倉脩二理事「資金運用におけるアドバイザーというのは、外部の方を想定されているのかということと、成功報酬の欄がありますけれど、万が一差益ではなくて差損になった場合はどういう対応をとられるのかお伺いします。」

事務局中村健児「現状の考えでは、この資産運用を導入していただいた西河常務をアドバイザーとしてお願いできればというふうに考えております。それから、成功報酬についてはあくまでも成功報酬ということですので、もしそういった売却等がなかった時には、この成功報酬は支給しないという形になります。」

西河邦博常務理事「すみません、私の方から補足をさせていただきます。売却の場合に損が出たらどうするのか、というお尋ねですが基本、債権売買をしますのです、損をするような売り買いはいたしません。債権というのは、保有期限を満期まで持ちますと元本そのものがそのまま還ってきますので基本、最後まで持てばまず損はしません。ただ、保有期間中に相場でやりとりがありますので、値上がりしたりあるいは含み損を抱えたりはありますけれども、基本的に含み損を持ってるときには売りませんので、損が発生することはないということになります。」

議長「よろしいでしょうか。その他何かありませんか。」

高野眞監事「訪問介護事業所の規程で、第10条11条12条に新しい項目が設けられました。秘密の保持ということと、何らかの形で秘密を漏らしてしまった場合、色んなクレームがくることも過去にありましたし、現行規程のように「その必要な措置を講ずる」というのは、非常に抽象的で曖昧なんです。より具体的にこのように書いていただく、具体的に明確にさせていただくと、やはり仕事する方も利用者もそういう意味では安心するのかなと思って、今回このようにして新たに具体的に規定していただいたということは、監事としては非常によかったのかなと思っておりました。ありがとうございます。」

事務局中村健児「ありがとうございます。」

議長「ありがとうございます。他にご質問はありませんでしょうか。ないようですので、議案第11号は原案どおりご承認いただきますでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。従いまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。」

議長「それでは、議案第12号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第12号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画（案）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいま説明がありましたけれども、この件に関して何かご質問はございませんでしょうか。」

高野眞監事「第4次地域福祉活動計画の策定に関してなんですが、策定年度というか、行政計画ができて、このように期間のずれがあるんですけども、その調整というのはどういう形かで、

行政計画との隙間をどういうふうに調整しているか教えていただければ。」

事務局大田勝信「今年度に行政がつくった第3期の地域福祉計画はもちろん社協と共同事務局をかまえて作成を進めております。第2期の行政計画以降、行政計画が先に作って、その後に社協の活動計画を、より実行性を持たせるものにするという役割分担をしていますので、行政計画ができた翌年に社協の活動計画を策定するという流れに沿って、次年度の計画に第4次計画の策定を挙げていることとなります。」

高野眞監事「はい、わかりました。ありがとうございます。」

議長「他にございませんか。ないようでしたら、議案第12号は原案のとおりご承認いただきますでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして議案第12号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして議案第13号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第13号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま令和2年度の予算案の説明がありましたけれども、ご質問はありませんでしょうか。」

議長「それでは私の方から一ついいでしょうか。認知症地域サポーター支援事業を市に返すことになったという理由は何でしょうか。今まで、認知症のサポート体制整備推進会議とかあったと思うんですけども。」

事務局櫻田賢治「認知症に関しましては、受託してからある程度の成果を出し、社協の役割を終えたということで、数年前から市の方に返していこうというような流れの中で行政との協議はしておりまして、認知症のサポーター養成講座であるとか講演会であるとか、ある程度できるようになってきてまして、社協としての役割はだいぶ終えてきたのではないかとということで一旦、行政の方に返そうという流れになります。それを行政との話し合いの中で進めてきたところで、これからは、一応この3月に最後のまとめの会議をする予定でしたけれども、そこは開催できませんが、行政の方が一応直営でやるということで話しを進めてきた経緯があって、今回、市の方に返すことになりました。」

議長「認知症に関しましては、市民の皆さんにいろいろご理解いただければということですかね。」

事務局櫻田賢治「そうですね。もちろん、社協としても認知症に関する事業は各地区で取り組んでいくんですけども、行政としては、これからは直営である程度やっっていこうということで、市の方針に沿って進めていくということになります。」

議長「はい、ありがとうございます。他はございませんか。」

村吉昭一理事「保育園事業のことですが、今、子どもたちは減少の時代の中で、特に縄瀬保育園の問題ですが、皆さんが真剣に取り組んでらっしゃることはありがたいと思います。子どもたちの減少に伴って、隣接する高城とか山之口の方から子どもたちを園の方に入れているようでございますが、今の現状からいくと今後、児童・生徒もですが、保育園児もだんだん少なくなってくると入ってくる園児数も下がるのかなと思う中で今、合併をして13年になりますが、各総合支所やセンターの方から都城市内の方に若者が居住することが多いんです。都城市全体は過疎になっているけれども、都城市の中心市街地だけは活性化している。そういうようなことでは都城市全体の将来のバランスがとれないんじゃないかと思うので、できれば自然の中で親しむとか、いろんな計画を事前に立てながら、中心地にいる子どもたちを私

の施設の方に入園させる方法とかはないものかなとかですね。高崎町は昭和37年に行政指導で4つの保育園を作ったわけです。4つの保育園が同時に開所されたわけですが、今の少子高齢化の中で笛水保育園、前田保育園がなくなったんです。それはもう本当に子どもがないことだから存続が難しいということがわかっている中で今、本当に危惧しているんです。麓や前田の方をいつも私は毎日通るわけですが、あそこで子どもたちが道路端ですが元気があって地域を活性化していたのに、今は草ボーボーで誰もいない。ああ今後どうなっていくかなということを見ると、やっぱり中心になるところは保育園なり学校があってはじめて地域が活性化していくわけですので、できる限り縄瀬ということもだけど、今度、山之口の4億5～6000万かな、市の方で保育園を建設事業を計画しているようにございますが、3つを1つにするという方向性があるんじゃないかなと思っております。そういうものを考える中で、ちょっと長くなりましたけれども、具体的にそういうものを市全体で考える時期が来たんじゃないかなと思っておりますので、今後こういう課題をお互いに皆さん方と意見を出し合って、いい方向にしていただければありがたいなと思っております。」

西河邦博常務「はい、ありがとうございます。これからの少子高齢化の時代の中でますます園児たちが減っていくだろうということは避けて通れない課題だと思っております。しかし今、村吉理事がおっしゃいましたように、地域の中で一つの核を作って、そこからまち、地域をどうしていくかということをもさに総力戦で考えていかななくてはならないタイミングなのかなと思っております。だから社協の保育園ということではなくて、地域の一つの財産、そしてこれはなくしてはならないものだという前提に立って、保育園、小学校、自治公民館、地域の方と一緒に考えていかなければならない問題であり、かつ、ここに行政を取り込んで一つの大きなプロジェクトとして論議していく必要があるのではないかなと我々は考えています。ですので、ぜひこれからいろんな知恵をお借りしたい、これまでの前例に囚われることなく新しい発想の中でチャレンジできればいいかなと考えておまして今、社協の方でも子育て応援課を中心にいろんな仕掛けを考えておりますので、一つの社協の保育園というレベルじゃなくて、都城市のこれからの将来、例えば、高崎地区なら高崎地区をどうしていくかという一つの大きなテーマですので、これを真剣に取り組んでいきたいなと考えておりますので、ぜひ皆さん方も様々な分野からの代表理事でございますのでご協力いただければなと思っております。特に、自公連の理事の皆さんも坂下理事もよろしくお願ひしたいと思っておりますし、また、その地域で行うプログラムにおきましてはそれぞれ関わっておられる理事の皆さん方のお力をお借りすることになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。」

議長「ありがとうございます。よろしいでしょうか。」

村吉昭一理事「はい。」

議長「他はございませんか。ないようでございますので、議案第13号令和2年度の収入支出予算（案）については原案どおりご承認いただきますでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして議案第13号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第14号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第14号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について定款細則第15条第1項第11号の規定により理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま議案第14号の説明が終わりましたけれども、この件に関しまして何かご質問はございませんか。」

猪ヶ倉タエ子理事「トイレの要望なんです、障害者用のトイレの場合は足の悪い人とか腰

の悪い人とか、障害によって使用例が違うんですね。この改修されるトイレに入ったとき一回転するのに面積が狭いという意見が出てるんです。トイレの回転ができない、できづらいとの意見を聞いたことがありますので、あくまで要望としてお伝えいたします。」

事務局中村健児「今回の改修においては、トイレブースというか、広さも含めてきちんと使いやすいように考えていきたいと思います。」

猪ヶ倉タエ子「お願いします。」

議長「ありがとうございます。他にありませんか。それではないようですので、議案第14号は原案のとおりご承認いただきますでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして議案第14号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして議案第15号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和元年度第2回評議員会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第15号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和元年度第2回評議員会の開催について、定款第14条第1項及び定款細則第5条第1項の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」(以下、資料に基づき説明)

議長「ただいまの議案第15号について何かありませんでしょうか。」

議長「ないですね。」

“はい”との声あり、

議長「それでは、議案第15号は原案のとおりご承認をお願いいたします。」

議長「その他となっておりますけれども、皆さんの方から何かありましたでしょうか。それでは何もないようですので、これをもちまして協議については終了いたします。これで議長を退任させていただきます。ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和2年 月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印